

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：34310

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26870178

研究課題名(和文)トルコの「民主化」過程における司法の役割

研究課題名(英文)The Role of the Judiciary in the "Democratization" Process in Turkey

研究代表者

岩坂 将充 (IWASAKA, MASAMICHI)

同志社大学・高等研究教育機構・准教授

研究者番号：80725341

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：2000年代にみられたトルコの「民主化」過程において、従来軍の影響下に置かれその政治への関与を実質的に保障・容認してきた司法機関(とくに憲法裁判所)が、軍から自律し「民主化」の進展に寄与するに至ったメカニズムを解明した。その結果、憲法裁判所は歴史的に必ずしも軍の影響下にあり続けていたわけではないこと、軍の憲法裁判所への影響力行使は裁判官人事権の所在が重要な背景であったこと、そして憲法裁判所によるEU加盟プロセスの文脈における「民主化」の肯定が軍からの自律を決定づけたことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：This study examined the mechanism of the Constitutional Court's contribution to the "democratization" in Turkey in the 2000's - the Court had been placed under the influence of the military and had guaranteed and accepted its involvement in politics before the "democratization" process. As a result, three significant points are explained: 1) the Constitutional Court has not always been under the influence of the military, 2) exercising the influence of the military on the Constitutional Court was based on its power over the personnel matters of the judges, and 3) the Constitutional Court's support for "democratization" in the context of the EU accession process determined its autonomy from the military.

研究分野：地域研究

キーワード：トルコ 司法 政治 民主化

1. 研究開始当初の背景

現代トルコ政治の特徴のひとつに、軍の政治への積極的な関与が挙げられる。1923年の共和国成立以降、軍は1960年・1971年・1980年の3回にわたりクーデタを起こし、1997年などには明示的な政治介入をおこなった。またこれらに加え、軍はクーデタや介入に頼らない政治への関与の手段として、司法機関を利用してきた。とくに、違憲審査や政党閉鎖裁判をおこなう憲法裁判所 (Anayasa Mahkemesi) は軍の有力なパートナーとして機能し、軍の求める方針 (「アタテュルク主義」など) に適さない法律や政党の存在を封じ込めてきた。

しかし、2000年代にいわゆる「民主化」が進展して以降、憲法裁判所はこれを支持し、かつてのように軍の方針を擁護することはなくなった。はたしてこうした憲法裁判所の転換はなぜ生じたのだろうか。また、「民主化」進展そのものにおいて憲法裁判所はどのような役割を担ったのだろうか。

2. 研究の目的

本研究は、2000年代において大幅に進展したトルコの民主化を「文民優位のかたちでの政軍関係の安定の実現」ないし「政治の文民化 (civilianization of politics)」という視点からとらえたうえで (以降「民主化」と表記)、従来軍の影響下に置かれその政治への関与を実質的に保障・容認してきた司法機関が、軍から自律し「民主化」の進展に寄与するに至ったメカニズムを明らかにすることを目的とする。

ここでは、論点をより明確にするため、1980年クーデタおよびその後の軍政期 (1980年～1983年) 以降において、司法機関と軍との関係にとりわけ大きな変化が見られた2007年から2010年に注目する。また、司法機関のなかでもとくに軍の政治関与とかわりの深い憲法裁判所を中心に取り上げ、分析をおこなう。

3. 研究の方法

本研究においては、「民主化」や政軍関係、司法 (とりわけ「司法の政治化 (politicization of the judiciary)」分野) などの既存の関連研究を精査することはもちろん、トルコ憲法裁判所の判決文や人事状況に関するデータ、欧州司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) やヴェニス委員会 (Venice Commission) を含むEU関係組織の資料、さらにクーデタ後の軍事政府の議事録を重要な資料として扱い、これらに基づいた研究をおこなった。

また、現地調査もトルコ・イスタンブールやEU諸国 (ドイツ・ベルリン・カールスルーエ、イギリス・ロンドン、フランス・ストラスブール、ルクセンブルク) にて複数回実施し、そこでは現地でのみ収集可能な資料の入手をおこなうとともに、関連分野研究者・法曹

関係者へのインタビュー調査もおこなった。

4. 研究成果

本研究において明らかにした点は、おおきく以下の3点にまとめることができる。

- (1) 憲法裁判所は1960年クーデタ後の軍事政府・1961年憲法によって設置されたが、1980年クーデタまではそれ以降と比較して独立性の高い組織であった。そのため、2000年代の「民主化」進展によって憲法裁判所が軍から自律を獲得したとみなすよりも、1980年クーデタから2000年代まで軍の強い影響下に置かれていたと考えるほうが妥当である。

1961年憲法制定にかかわる軍事政府の議事録によると、それ以前は司法府の独立が立法府・執政府によって侵害され十分に保障されていなかった状況が指摘されている。また、立法府・執政府の監視機関の必要性は軍事政府の初期にはすでに議論されていた。これらを受けて、1961年憲法には法治国家の概念の導入に加え、違憲審査機関としての憲法裁判所の設置が規定された。

しかし、1960年代～1970年代は、憲法裁判所は必ずしも軍の影響下にあったわけではなかった。とりわけ、1971年クーデタ後には、戒厳令法の一部に違憲判決を下し、また新設された国家安全保障裁判所 (Devlet Güvenlik Mahkemesi) に対してはこれを違憲として閉鎖の決定をおこなうなど、軍の方針との相違・対立がみられる。

- (2) 1980年クーデタ後の軍と憲法裁判所の「パートナー化」は、1982年憲法下における司法機関の人事をとおしておこなわれた。これは、クーデタを主導したエヴレン参謀総長 (Kenan Evren) が1983年の民政移管後に大統領に就任したこと、そして司法機関人事に大統領が非常に大きな権限を有していたことが最大の要因である。しかし一方で、このような大統領の人事権をとおしたは軍の影響力の行使は、大統領が「文民化」されたことにより、司法機関における軍の影響力の低下を導くこととなった。

軍の最初の直接的な憲法裁判所人事への関与は、軍事政府期に当時空席となっていた裁判官4名を選出したことにみられる。当時は正規の憲法裁判所裁判官の人数は11名であったことから、軍事政府はその3分の1以上を直接決定したことになる。またその4名の裁判官のうち、オズメルト (Semih Özmert) とジュフルク (Mahmut Cuhruk) はのちに長官職に就いた点も注目に値する。

そして民政移管後には、憲法裁判所裁判官の選出は全員 (正規11名・予備4名)

が大統領によるものとなった。これは、1961年憲法下では大統領は正規裁判官15名のうち2名しか選出できなかったことと比較すると、きわめて大きな変化であり、元参謀総長であるエヴレンが大統領となっていたことで軍の人事への関与を保障するものとなった。

また、憲法裁判所の重要な任務のひとつである政党閉鎖裁判は、軍の方針に合致しない政党を排除する手段となっていた。とくに、1961年憲法下で軍の影響下にあった上院によって選出されたオズデン (Yekta Güngör Özden)、そしてエヴレン大統領によって憲法裁判所裁判官に選出されたセゼル (Ahmet Necdet Sezer) は、ともに長官を務めた時期には高い割合で政党閉鎖判決を下している(表1を参照)。のちにオズデンは有力なNGOであるアタテュルク主義者思想協会の会長に、セゼルは第10代大統領に就任したことも、留意すべき点である。

表1: 憲法裁判所長官とその在任期間における政党閉鎖裁判件数(1982年~2017年、閉鎖/提訴)

長官名	在任期間	件数
ボヤジュオール	82.8-85.4	1/6
オズメルト	85.4-86.7	-
オナル	86.7-88.3	-
ジュフルク	88.3-90.3	0/2
ダルジュオール	90.3-91.5	-
オズデン	91.5-95.5/ 95.5-97.12	13/15
セゼル	98.1-00.5	2/2
ブミン	00.5-05.6	2/9
トゥージュ	05.7-07.6	-
クルチ	07.10-15.2	1/4
アルスラン	15.2-現在	(1)

Source: The website of the Turkish Constitutional Court (<http://www.anayasa.gov.tr/>).

しかしこのような傾向も、2002年に公正発展党 (Adalet ve Kalkınma Partisi, AKP) が単独政権の座に就いて以降、さらには2007年に同党出身のギュル (Abdullah Gül) が大統領に就任して以降、変化がみられるようになった。とりわけ、1980年代~1990年代にありながら軍としばしば対立したオザル大統領 (Turgut Özal) によって憲法裁判所裁判官に任命されたクルチ (Hasım Kılıç) は、次項にみるように、長官職に就いてから「民主化」進展に重要な貢献を果たした。

- (3) 「民主化」を推進し軍の政治における影響力の排除をすすめてきたAKPに対する政党閉鎖裁判は、クルチ長官のもと下された判決によって、訴えは退けられた。

閉鎖の是非をわける焦点はAKPの親イスラーム性であり、従来の軍の方針にしたがえば憲法裁判所はAKP閉鎖の判決を下すことが見込まれたが、判決文ではむしろAKPの「民主化」とEU加盟に向けた諸改革の実現といった実績が肯定的に評価され、憲法裁判所による「民主化」の肯定と軍からの明確な自律を示すものとなった。

このような憲法裁判所の軍との関係性の変化は、司法がトルコにおける「民主化」を決定づけたことを意味する。また、この判決の背景にあるものがAKPに対する無条件の支持ではなく「EU加盟に向けた『民主化』」に対する支持であったことは、2014年にAKP政権が司法人事への介入を制度化し司法府の独立を制限した「『民主化』の後退」以降のAKPへの憲法裁判所の厳しい対応にも表れたといえる。

本研究によってこれらの点を明らかにしたことは、トルコの「民主化」における司法府の役割や軍と司法府の関係などについての国内外の研究に、裁判所人事を経由した影響力の行使や裁判官自身の背景、そしてEU関係組織やその思想の重要性を示したという点で意義が大きい。また、本研究によって憲法裁判所によるAKP閉鎖裁判判決や2014年以降のAKPへの対応変化の背景が説明されたことは、現代トルコ政治を理解するうえでもきわめて有益である。そして、「司法の政治化」に関する研究に対しては、本研究は司法府の独立性と人事・思想の関係という重要な視角を提示した点が大きな貢献である。

さらに、本研究の成果をふまえて、トルコにおける司法府・立法府・執政府間の権力分立状況の変化を分析する際の有益な視点をえることができた。とりわけ、2017年4月に実施された国民投票での承認をうけて、議院内閣制から大統領制への移行が予定されるなか、執政府の権力が肥大化するかたちで三者間のバランスが著しく変化している点は、人事・思想の側面から考察することが効果的であると考えられる。このような展望をえることができた点は、本研究からのさらなる研究展開の可能性として評価できるだろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

岩坂 将充、トルコにおける政軍関係と分断構造、日本比較政治学会年報、査読有、第20号、2018、ページ数未定(近刊)

岩坂 将充、難民をめぐるトルコ・EU関係国際合意と安全保障の観点から、上智ヨーロッパ研究、査読有、第9号、2017、83-100

岩坂 将充、議院内閣制における政治の「大統領制化」 トルコ・エルドアン体制と大統領権限の強化、日本比較政治学会年報、査読有、第 18 号、2016、129-156

岩坂 将充、トルコにおける 2015 年総選挙とエルドアン体制の政策変容、中東レビュー、査読有、第 3 号、2016、96-109

岩坂 将充、トルコにおける政軍関係の変容 軍の権益の段階的縮小と今後の展望、中東研究、査読無、第 524 号、2015、32-40

岩坂 将充、トルコにおける「民主化」の手法 文民化過程にみる「制度」と「思想」の相互作用、国際政治、査読有、第 178 号、2014、132-145

[学会発表](計 7 件)

IWASAKA, Masamichi, Democratization and the Constitutional Court: The Recent Development in Turkey、*The 5th International Conference on Turkey and Turkish Studies*, Athens Institute for Education and Research, Athens, Greece, 2018

岩坂 将充、トルコにおける「強い政治指導者」の出現とその構造的要因、日本中東学会第 34 回年次大会、上智大学四谷キャンパス、2018

岩坂 将充、トルコにおける民主化 クーデタとクーデタ「未遂」のはざま、日本比較政治学会第 20 回研究大会、成蹊大学、2017

IWASAKA, Masamichi, The Constitutional Court in Turkey: An Independent and Democratizing Actor?、*The 5th International Forum on Asia and the Middle East: A Global Perspective of the Middle East Governance*, The Middle East Studies Institute at Shanghai International Studies University, 2016

岩坂 将充、「アラブの春」後のトルコ 安定した「民主国家」をめぐる不安定な「同盟」、日本中東学会第 31 回年次大会、同志社大学今出川校地、2015

IWASAKA, Masamichi, Civilianization Process of Politics and Democratization in Turkey、*The 4th World Congress for Middle Eastern Studies*, Middle East Technical University, Ankara, Turkey, 2014

岩坂 将充、トルコにおける「民主化」と

憲法裁判所 体制移行と正統性付与の観点から、日本比較政治学会第 17 回研究大会、東京大学本郷キャンパス、2014

[図書](計 3 件)

岩坂 将充、世俗主義体制における新たな対立軸の表出 トルコ・公正発展党と「国民」の世俗主義、高岡 豊・溝淵 正季編著『「アラブの春」以後のイスラーム主義運動』、ミネルヴァ書房、2018、ページ数未定(近刊)

IWASAKA, Masamichi, "Democratization and the Military Economy: The Case of Turkey" in Branislav Dordević, Taro Tsukimura and Ivona Ladevac (eds.) *Social and Economic Problems and Challenges in the Contemporary World*, Belgrade: Institute of International Politics and Economics、2017、263(142-150)

IWASAKA, Masamichi, "A Turkish Model of Civilianization?: The Recent Development of Democracy in Turkey" in İdiris Danişmaz (ed.) *The Turkish Model: Reality and Applicability*, Kyoto: Graduate School of Global Studies, Doshisha University, 2014、80(29-43)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

岩坂 将充、トルコにおける国民投票「大統領制」は何をもたらすのか、SYNODOS (2017 年 4 月 14 日)

<https://synodos.jp/international/19487>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩坂 将充 (IWASAKA, Masamichi)
同志社大学・高等研究教育機構・准教授
研究者番号： 8 0 7 2 5 3 4 1

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()